

埼玉県における「まん延防止等重点措置」等に基づく協力要請について（案）

令和3年4月16日

政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、埼玉県を重点措置区域とする公示を行い、あわせて基本的対処方針を変更しました。

そこで、埼玉県における「まん延防止等重点措置」等について、以下のとおり協力を要請いたします。

I まん延防止等重点措置の対象区域等

(1) **重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）**（Ⅱ（1）の実施期間に限る）
さいたま市及び川口市

(2) **措置区域以外**
『さいたま市及び川口市』を除く、埼玉県全域

Ⅱ 実施期間

(1) **措置区域**
令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(2) **措置区域以外**
令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(3) まん延防止等重点措置 終了後【さいたま市及び川口市を含む。】 ※**措置区域以外**と同様の要請
令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

Ⅲ まん延防止等重点措置等の内容

<県民に対して>

措置区域	措置区域以外
特措法第31条の6第2項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと	特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している大都市圏等との往来自粛。加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来を強く自粛すること。）・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く）・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛	
その他のお願い <ul style="list-style-type: none">・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること・ 買い物は、できる限り一人で行くこと	

<事業者に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで 酒類提供時間 午前11時から午後7時まで ・ その他の要請事項 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月19日（水）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで
<p><input type="checkbox"/> 特措法施行令第5条の5各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の周知、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） など）</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>	<p>その他のお願い</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の周知、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） など）</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など）</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減） ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨 ・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ・ 職場・寮における感染防止策の徹底 ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ 	
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】 5,000人</p> <p>【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることを想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほうとする</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）に短縮していただくようお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="159 204 376 240">その他のお願い</p> <p data-bbox="159 256 658 293">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="197 309 1099 1150" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 309 1099 596">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="197 636 1099 1027">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとする。 <li data-bbox="197 1067 1099 1150">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	<p data-bbox="1122 204 1339 240">その他のお願い</p> <p data-bbox="1122 256 1621 293">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="1160 309 2063 1150" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1160 309 2063 596">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="1160 636 2063 1027">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。 <li data-bbox="1160 1067 2063 1150">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

<教育委員会に対して>

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="159 1318 658 1355">特措法第24条第7項に基づく要請</p> <ul data-bbox="197 1370 1182 1407" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 1370 1182 1407">・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

IV まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応

措置区域	措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い</p> <p>県主催イベント・行事については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策を徹底することを条件として開催する。</p> <p>○ 屋内県有施設の取扱い</p> <p>屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p><感染防止対策></p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）・ 宿泊施設・シャワー等の使用・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守	